

大蔵委員会議録 第二十二号

昭和三十年六月十六日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君

理事森下 國雄君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事春日 一幸君

有馬 英治君 宇都宮徳馬君

中山 榮一君 坊 秀男君

前田房之助君 山本 勝市君

淺香 忠雄君 川野 芳滿君

黒金 泰美君 小山 長規君

薄田 美勲君 石村 英雄君

石山 耀作君 山崎 始男君

木原津與志君 横山 利秋君

井上 良二君 川島 金次君

田万 廣文君 平岡忠次郎君

町村 金五君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

大蔵事務官 (金融検査官) 飯島 福多君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

六月十四日

委員石山耀作君辭任につき、その補
欠として滝井義高君が議長の指名で
委員に選任された。

同月十五日

委員中村寅太郎君及び滝井義高君辭任
につき、その補欠として中山榮一君

及び石山耀作君が議長の指名で委員
に選任された。

六月十四日

所得税法の一部を改正する法律案
(横山利秋君外十二名提出、衆法第
一〇号)

接収貴金屬等の処理に関する法律案
(内閣提出第一二七号)

同日

村上堆朱に対する物品税減免に関す
る請願(稻葉修君紹介)(第二一七〇
号)

揮発油税すえ置きに関する請願(山
下榮二君紹介)(第二二七一号)

石油関税の復活反対に関する請願
(長谷川四郎君紹介)(第二二七二号)

同月十五日

電着用キャビネット及びレコードプ
レー箱に対する物品税軽減に関す
る請願(荒船清十郎君紹介)(第二二
六八号)

在外財産補償暫定措置に関する請願
(受田新吉君紹介)(第二二三三三三
号)

審査を本委員会に付託された。

本日、の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案
(横山利秋君外十二名提出、衆法第
一〇号)

接収貴金屬等の処理に関する法律案
(内閣提出第一二七号)

日本専売公社法の一部の改正する法
律案に対する修正案(内藤友明君外
二十五名提出)

たばこ専売法等の一部を改正する法

律案に対する修正案(内藤友明君外
二十五名提出)

国民金融公庫法の一部を改正する法
律案に対する修正案(内藤友明君外
二十五名提出)

金融に関する件

〇松原委員長 これより会議を開きま
す。

まず去る十四日、当委員会に審査を
付託されました横山利秋君外十二名提
出の所得税法の一部を改正する法律案
を議題として、提出者より提案理由の
説明を聴取いたします。横山利秋君

所得税法の一部を改正する法律
案

所得税法の一部を改正する法

所得税法(昭和二十二年法律第二
十七号)の一部を次のように改正す
る。

第六条に次の一号を加える。

十五 夜勤手当(一般職の職員の特
給とに類する法律第十八条に規
定する夜勤手当をいう)及びこ
れに類する給与で命令で定める
もの(命令の定めるところによ
り、その額が当該給与の支給さ
れる勤務一回につき七十円をこ
える場合にあつては、当該勤務
一回につき七十円に相当する部
分に限り、且つ、一箇月間の当
該給与の額の合計額(当該給与
の額が当該給与の支給される勤
務一回につき七十円をこえると

きは、当該勤務一回につき七十
円として計算した合計額)が七
百円をこえる場合にあつては、
一箇月につき七百円に相当する
部分に限る。)

附則

1 この法律は、昭和三十年十月一
日から施行する。

2 改正後の所得税法第六条の規定
は、昭和三十年十月一日以後の勤
務に係る夜勤手当及びこれに類す
る給与について適用し、同日前の
勤務に係るこれらの給与について
は、なお従前の例による。

〇横山委員 ただいま議題となりまし
た所得税法の一部を改正する法律案に
つきまして、提案の理由を御説明申し
上げます。

夜間勤務労働者の夜間労働に對して
支給される金額は、平均して僅少であ
り、実費支弁の内容を持つて僅少であ
るにかかわらず、一般給与と同様の税率が
適用されております。夜間勤務の特質
は、今さら言うまでもありませんが、
肉体的、精神的な疲労が甚だしいも
のがあります。これらの者について、
報酬上から措置すべきであるとの意見
は、数年来からございまして、すでに昨
年二月日直料、宿直料として支給され
ているものにつきては、二十九年
一月一日以降課税しない旨を国税庁長
官から通達が発せられております。し
かるに、実際に働いている労働者の夜
勤加給について同時に考慮ができな

かったことは、大蔵省として、調査中
として時間の関係上からとはいへ、不
均衡きわまるものがあるといわなけれ
ばなりません。関係者の痛嘆しておる
ところでございまして。この際全額免稅
とすべきではありませんが、他との
均衡上、せめて夜間勤務者の食費、シ
ナそば二はい分実費支弁の意味におい
て非課税とする立法措置を講ずる必要
があると思存いたします。これが適用され
るのは警察官、看護婦、交通労働者その
他の夜間勤務者でありまして、軽減さ
れる額は年額として約五億圓くらいと
推定をいたします。このくらの金
は、政府において十分措置し得ると考
える次第でありまして、何とぞ御審議
の上、深夜勤務として産業復興、公共
治安、病人の看護、交通安全に携わっ
ております男女労働者諸君に對し、す
みやかに可決されんことをお願いする
次第であります。

〇松原委員長 これにて提案理由の説
明は終了しました。本法律案に対する質
疑は後日に譲ります。

〇松原委員長 次に去る十四日当委員
会に審査を付託されました接収貴金屬
等の処理に関する法律案を議題とし
て、政府側より提案理由の説明を聴取
いたします。藤枝政務次官。

接収貴金屬等の処理に関する法律
案

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

接収貴金屬等の処理に関する法

(目的)

第一条 この法律は、連合国占領軍に接収された貴金屬等、その後連合国占領軍から政府に引き渡されたもの等について、公平適正かつ迅速に、返還その処理をすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「貴金屬等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミン及びこれらの合金の地金及び製品
- 二 ダイヤモンドその他の貴石及び半貴石並びにこれらを用いた製品

三 前各号に掲げるものの附属品

四 その他政令で定める物品

2 この法律で「接収」とは、本邦(政令で定める地域を除く。)内で、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金屬等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

3 この法律で「保管貴金屬等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。

- 一 接収された貴金屬等(接収の後、後に溶解されたものを含む。以下「接収貴金屬等」という。)
- 二 接収貴金屬等のうち連合国占領軍が処分したものとの代償である金の地金及び預金
- 三 連合国占領軍から接収貴金屬

等を引渡を受けた者を受けた者が当該接収貴金屬等に代るべきものとして連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四 旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に

対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律第百十九号。以下「代替貴金屬に関する法律」という。)(第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金(連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等)と同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを除く。)

(返還等の処理機関)

第三条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金屬等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

(返還の請求)

第四条 保管貴金屬等に対する返還の請求は、この法律の定めるところによらなければならない。

第五条 その占有に係る貴金屬等を接収された者(以下「被接収者」という。)(又はその相続人(被接収者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。))で、この法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内の限り、当該接収貴金屬等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状

その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

2 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、当該接収貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡した者(その権利義務を承継した者を含む。)(は、この法律の施行の日から起算して五月以内の限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣は対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

3 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、代替貴金屬に関する法律第四条の規定により当該接収貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者(その権利義務を承継した者を含む。)(は、この法律の施行の日から起算して五月以内の限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金屬に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

4 接収貴金屬等の所有者(当該接収貴金屬等に係る被接収者又はその相続人である者を除く。)(は、被接収者又はその相続人が第一項の規定により当該接収貴金屬等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内に限り、当該接収貴金屬等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることが出来る。

5 接収貴金屬等の所有者が国でありかつ、当該接収貴金屬等の被接収者が国でない場合には、当該接収貴金屬等の被接収者は、第一項の規定にかかわらず、当該接収貴金屬等の返還の請求をすることが出来ない。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接収貴金屬等の被接収者とみなして、第一項の規定を適用する。

6 被接収者又は接収貴金屬等の所有者が国である場合には、接収時において当該接収貴金屬等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第四項までの規定による返還の請求をするものとする。

(接収貴金屬等の認定及び請求の棄却)

第六条 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接収貴金屬等について返還の請求があつた場合には、返還請求者がその請求をすることが出来る者(以下「権利者」という。)(であるかどうかを審査し、権利者であると認めるときは、当該接収貴金屬の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接収貴金屬等についての返還の請求を棄却しなければならない。

- 一 返還請求者が権利者であると認められないとき。
- 二 当該接収貴金屬等の種類、形状又は個数(政令で定めるものについては、総重量)を認定することが出来ないとき。
- 三 当該接収貴金屬等が保管貴金屬等のうちでないことが明らかとなるとき(当該接収貴金屬等が接収の後、溶解された可能性又は保管貴金屬等で第二条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接収貴金屬等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。)

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5 第四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金屬等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替へるものとする。

6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。(認定又は請求の棄却に対する不服の申立)

第七条 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合、この限りでない。

3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

（特定する場合の返還）
第八条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定（その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。）に係る接収貴金属等が保管貴金属等のうちで特定する場合に、遅滞なく、これを当該接収貴金属等に係る権利者に返還しなければならない。

（特定しない場合の返還）
第九条 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。

一 保管貴金属等のうち第二号第一

三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。）で第六条第一項の認定に係る接収貴金属等と種類、形状、品位及び重量（第六条第三項第二号の政令で定めるものについては、種類、形状及び品位）の等しいものがある場合には、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等の個数（当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接収貴金属等の個数に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

二 第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）において、保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から等四号までにおいて同じ。）のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等の個数（当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金属等を返還するものとする。

三 第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から等四号までにおいて同じ。）のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等の個数（当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金属等を返還するものとする。

四 第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から等四号までにおいて同じ。）のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等の個数（当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金属等を返還するものとする。

ある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金属等の評価額がその者についての当該接収貴金属等の評価額（前二号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金属等については、当該規定による評価額）に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金属等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還するものとする。

接収貴金属等		保管貴金属等	
品金の地金及び製品		品金の地金及び製品	
一 接収の後に溶解して作られた金の地金		一 接収の後に溶解して作られた金の地金	
二 第二号第三項第二号に掲げる金の地金又は製品		二 第二号第三項第二号に掲げる金の地金又は製品	
三 第二号第三項第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合同占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの		三 第二号第三項第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合同占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	
品銀の地金及び製品		品銀の地金及び製品	
一 接収の後に溶解して作られた銀の地金		一 接収の後に溶解して作られた銀の地金	
二 第二号第三項第二号に掲げる銀の地金又は製品		二 第二号第三項第二号に掲げる銀の地金又は製品	
三 第二号第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合同占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの		三 第二号第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合同占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	
白金の地金及び製品		白金の地金及び製品	
一 接収の後に溶解して作られた白金の地金		一 接収の後に溶解して作られた白金の地金	
二 第二号第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの		二 第二号第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの	
三 第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合同占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの		三 第二号第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合同占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	

る。この場合において、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金属等で、品位又は重量について第六条第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接収貴金属等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金属等で第二号第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のもの等しい品位又は重量を有するものとみなす。

金と銀との合金の地金及び製品	白金と金と銀との合金の地金及び製品	ルテニウムの地金	ロジウムの地金	パラジウムの地金	オスミウムの地金	イリジウムの地金	イリドスミンの地金	ダイヤモンド
接収の後に溶解して作られた金と銀との合金の地金	接収の後に溶解して作られた白金と金と銀との合金の地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡しを受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡しを受けた者、又は大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡しを受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡しを受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの

- 前項の規定により保管貴金屬等を返還するため必要な貴金屬の評価は、この法律の施行の日現在で行う。
- 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金屬等を返還するため必要がある場合には、保管貴金屬等を分割することができ、ただし、保管貴金屬等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。
- 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。
- （第五條第二項又は第三項の請求に対する返還）
第十條 大蔵大臣は、第五條第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六條第五項において準用する同條第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。

- 前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。
- （返還できない保管貴金屬等の帰属）
第十一條 前三條の規定により返還することができない保管貴金屬等（返還のために保管貴金屬等を売却した場合の売却代金のうち前二條の規定により返還することができないものを含む。）は、国に帰属する。
- 第十二條 大蔵大臣は、第八條から第十條までの規定により保管貴金屬等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。
- （返還に対する不服の申立）
第十三條 第八條から第十條までの規定による保管貴金屬等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができ、

- 前条の通知があつた日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかったことを疎明した場合は、この限りでない。
- 第一項の不服の申立は、第六條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の認定（その認定を変更する第七條第三項の決定を含む。）に対する不服をもつて、その理由とすることができない。
- 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。
- （受け取られない保管貴金屬等の帰属）
第十四條 権利者が、第十二條の通知を受けた日（前條第一項の不服の申立があつた場合には、同條第四項の通知がその申立をした者に到達した日）から五年以内に、この法律により返還される保管貴金屬等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。
- 前項の場合において、返還される保管貴金屬等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の月から起算するものとする。
- （接収貴金屬等の上に存した権利）
第十五條 第五條第一項又は第四項の規定による接収貴金屬等についての返還の請求に対して第九條の規定により返還された保管貴金屬等については、接収時において当該接収貴金屬等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金屬等の上に存するものとみなす。
- 前項の場合において、保管貴金屬等が二以上の者の所有に係る接収貴金屬等についての第五條第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金屬等は、当該接収貴金屬等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金屬等に対応する部分に應ずるものとする。ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分に対応する接収貴金屬等の各所有者に属するものの接収当時の価額に應ずるものとする。
- （交易共同等の接収貴金屬に関する事項）

る特例)

第十六条 大蔵大臣は、接収貴金屬

等について第六條第一項の認定を
する場合(同条第三項第二号の規
定に該当する場合を除く)には、

当該接収貴金屬等が次の各号に掲
げる貴金屬等であるときは、その
該各号に規定する取得者(その者
が社団法人金銀製品商聯盟である
場合には、社団法人金銀運営會、
以下同じ)の所有に属していたも
のであるかどうかを問はずして認
定しなければならない。

一 交易會社、社団法人中央物資
活用協會又は社団法人金銀運營
會若しくは社団法人金銀製品商
聯盟が、戦時中、政府が決定し
た金、銀、白金又はダイヤモン
ドの回収方針に基づき、政府の委
託により、取得した貴金屬等
(当該貴金屬等を溶解したもの
を含む)。

二 前記の貴金屬等のうち、金屬
配給統制株式会社が、交易會社
又は社団法人中央物資活用協會
から、政府の指示に基づき、配給
のため取得した貴金屬等(当該
貴金屬等を溶解したものを含む)。

三 社団法人金銀運營會が、戦時
中、旧日本占領地域における通
貨価値の維持の目的をもつてし
た政府の指示に基づき、金製品を
輸出するため、日本銀行から取
得した金の地金(当該地金を溶
解したもの及び当該地金による
製品を含む)。

四 軍需品の製造に従事していた
者が、戦時中、軍需品を製造又

は修理するため、その材料とし
て旧陸軍省、海軍省又は軍需省
から取得した貴金屬等(当該貴
金屬等を溶解したもの及び当該
貴金屬等による製品を含む)。

2 第五條第一項又は第四項の規定
により接収貴金屬等について返還
の請求をする場合において、当該
接収貴金屬等が前項各号に掲げる
貴金屬等であるときは、返還請
求者は、当該返還の請求のため提
出する書面にその旨を記載しなけ
ればならない。

3 大蔵大臣は、第六條第一項の認
定に係る接収貴金屬等が第一項各号
に掲げる貴金屬等であるときは、有
限に属していたものと認定した場合
には、同条第三項第三号の規定
に該当する場合を除き、その旨を
同条第四項の規定による通知の書
面にあわせて記載しなければならない。

4 第六條第二項及び第七條の規定
は、第一項の認定(第六條第二項
の規定については、接収貴金屬等
が第一項各号に掲げる貴金屬等で
接収時において当該各号に規定す
る取得者の所有に属していたもの
である旨の認定に限る)について
準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金屬等
で、接収時において当該各号に規
定する取得者の所有に属していた
ものについての返還の請求に対
し、第八條又は第九條の規定によ
り返還すべき保管貴金屬等又はそ

の売却代金は、これらの規定にか
かわらず、国に帰属する。

(交付金)

第十七條 国は第六條第一項の認定

に係る接収貴金屬等(同条第三項
第二号の規定に該当するものを除
く)のうち、前条第一項各号に掲
げる貴金屬等であるときは、その
該各号に規定する取得者の所有に
属していたものの取得の代金及び
取得に係る手数料又は加工費の合
計額に相当するものとして、政令
で定める基準により算出した金額
を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九條第一項第四号後段の規定
は、前項の規定により交付する金
額を算出する場合に準用する。

3 交易會社及び社団法人中央物資
活用協會に対しては、国は、第一
項の規定によるほか、次の各号に
掲げる金額の合計金額を交付す
る。

一 第十一條の規定により国に帰
属するダイヤモンドについて、
前条第一項第一号に掲げる貴金
屬等に該当するダイヤモンドとい
う。以下「回収ダイヤモンド」とい
う。につき交易會社及び社法人法
人中央物資活用協會の取得価格
の基準として定められていた価
格(以下「基準取得価格」とい
う)により算出した金額を、こ
れらの者がそれぞれその者に係
る最初の接収時において所有し
ていたと認められる回収ダイヤ
モンド(第六條第一項の認定に
係るもので同条第三項第二号の
規定に該当しないものを除く)の
総重量の比率によりあな分し

た金額。ただし、その者に係る
当該回収ダイヤモンドについて
基準取得価格により算出した金
額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係
る手数料に相当するものとして
前号の金額に政令で定める割合
を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交
付金を交付する場合には、その交
付金の金額について、昭和二十七
年四月二十八日から支払の日まで
の月の前月の末日までの期間に
応じ、年五分の割合で計算した金
額を加算して交付しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による
交付金の交付に関する事務は、大
蔵大臣が行う。

(接収貴金屬等処理審議會)
第十八條 大蔵省に、接収貴金屬等
処理審議會(以下「審議會」とい
う)を置く。

第十九條 大蔵大臣は、次に掲げる
事項については、審議會の議に付
し、その議決に基づいて処理しなけ
ればならない。

一 第六條の規定による認定及び
請求の棄却
二 第七條第三項(第十六條第四
項において準用する場合を含む)
又は第十三條第四項の規定
による決定
三 第八條から第十條までの規定
による返還
四 第十六條第一項の規定による
認定
五 第十七條第一項又は第三項の
規定による交付金の金額の算定

第二十條 審議會は、次の各号に掲
げる委員で組織する。

一 法制局長
二 法務事務次官
三 大蔵事務次官
四 通商産業事務次官
五 日本銀行副総裁
六 学識経験者

六人
2 前項第六号に掲げる委員は、大
蔵大臣が任命する。

3 審議會に、専門の事項を調査さ
せるため、専門調査員八人以内を
置く。

4 専門調査員は、貴金屬等に関し
て専門の知識を有する者のうちか
ら、大蔵大臣が任命する。

5 委員及び専門調査員は、非常勤
とする。

第二十一條 審議會の議事は、委員
の過半数が出席し、出席した委員
の過半数で決する。ただし、特定
の事案につき特別の利害関係を有
する委員は、当該事案に係る議決
に加わることができない。

2 審議會は、その定めるところに
より、部会を設け、その議決をも
つて審議會の議決とすることがで
きる。

3 第一項の規定は、部会の議決に
ついて準用する。

4 審議會は、審議(部会の審議を
含む)にあたり必要な場合には、
参考人の出頭を求めることができ
る。

5 前各項に定めるもののほか、審
議會の運営に関して必要な事項
は、政令で定める。

(事務の委託)
第二十二條 大蔵大臣は、大蔵省令

で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に関する事務の一部を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(罰則)

第二十三条 第五条の規定による返還の請求に關して、虚偽の申立をし、又は第十六条第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に關する法律

二 接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律(昭和二十七年法律第二百九十八号)

3 代替貴金屬に關する法律第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等と同法第二条の受益者に受け取られなかったものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているもの

は、この法律の施行の際、貴金屬特別会計に歸属する。

4 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二 接収貴金屬等の処理に關する法律(昭和三十年法律第 号)の規定により国に歸属した貴金屬等(同法第二条第一項に規定する貴金屬等をいう。以下同じ。)及び同法の規定により国に返還された国有の貴金屬等で一般會計に所屬するものは、第二条の規定にかかわらず、国有財産とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の

接収貴金屬等處理審議會

接収貴金屬等の處理に關する法律(昭和三十年法律第十九号)各号に掲げる事項に關し、調査審議すること。

○藤枝政府委員 ただいま議院となりました接収貴金屬等の處理に關する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後、連合国占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等を接収したのでありますが、平和条約の発効と同時に、これらの貴金屬等を日本政府に引き渡しました。政府といたしましては、さきに接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律によつて貴金屬等を接収された者から必要な報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合国占領軍から引き渡された貴金屬等の現品調査を

用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たとき(第八条第一項の規定により大蔵大臣に引き継がれた後)においてその必要が生じて所管換又は所屬替されたときを含む)は、その後において、この限りでない。

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次の一号を加える。

十四 接収貴金屬等の處理に關すること。

第十七條第一項の表中連合國財産補償審議會の項に次のように加える。

実施し、その状況も明らかにいたしましたので、今回これら接収貴金屬等について返還その他必要な處理をいたすため、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、貴金屬等の被接収者は、法律施行の日から五ヵ月以内に、大蔵大臣に対しその接収された貴金屬等の返還を請求することとし、被接収者が右の請求をしない場合には、接収された貴金屬等の所有者が法律施行の日から七ヵ月以内に請求を行うことを認めるといたしました。

第二に、この返還の請求に對しまして、大蔵大臣は、当該貴金屬等の種類、形状、品位及び個数または総重量を証憑によつて認定することとし、認定された貴金屬等につきましては、それが政府の保管貴金屬等のうちで特定する場合に於いては、そのものを返還し、特定しない場合には、各貴金屬等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確な度と、各貴金屬等が變形されている。あるいは、その代替がある可能性に應じて、残余の保管貴金屬等を接収貴金屬等の個数または評價額の割合により按分して返還することとした。

第三に、接収貴金屬等のうちには、交易當團、社団法人中央物資活用協會または社団法人金銀運當會が、戦時中政府の金、銀、白金またはダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託により、民間から回収したものの、金屬配給統制株式会社が政府の指示に基いて交易當團または中央物資活用協會から配給のために買入れたもの、金銀運當會が、戦時中、旧日本占領地域における通貨価値の維持の目的をもつて、政府の指示に基き、金製品を輸出するたのめ、日本銀行から払い下げを受けたもの及び軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造または修理するため、その材料として旧軍等から支給を受けて、戦時中または終戦後に所有するに至つたものがあります。これらはすべて既に歸屬させるとともに、これらの者が右貴金屬等を取得しまたは加工した際の代金、手数料等をそれぞれ各団体等に交付することとした。

第四に、以上の認定、返還その他の重要事項の處理に万全を期するため、

大蔵省に接収貴金屬等處理審議會を設けることとした。これは、認定等に對する不服の申し立て、虚偽の請求に對する罰則等所要の規定を設けることとした。なお、国に返還された貴金屬等で一般會計に所屬するもの及び国に歸屬した貴金屬等については、国有財産法の一部を改正いたしました。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいようお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本法律案に對する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 次に、金融に關する件を議題として、調査を進めます。

この際お諮りいたします。本件につきましては秘密會として議事を進めて参りたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○井上委員 議事進行について。質問の内容が特定個人の名誉に關する問題であるとか、あるいは銀行の業務内容の機密が公開されることは困るとかいうような特別なものでない限りは、少くとも秘密會にすべき性質のものではないと考えます。従つて、こういう質問は一般銀行の経営に對して大きな警告を意味することもありますし、またいろいろの面で國民の関心を高める問題でもございますから、できるだけかような問題は公開でやられて、特に委員長において速記上その他適當でないものについては、速記を削除するなり、他の方法もありますから、できる

だけ私は公開を主張いたします。

○松原委員長 井上委員に申し上げますが、本件につきましては、前会の委員会に先だつ理事会におきまして、秘密会議にするという申し合せをいたしておりますので、今日その継続の審議になつておりますので、自然その理事会の決定に従つて秘密会に相なることになつております。どうか御了承を願います。

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。それではこれより秘密会に入りま

〔午前十一時三十九分秘密会を終る〕

○春日委員長代理 この際お諮りをいたします。衆議院規則第六十三条によりますと、秘密会の記録中特に秘密を要するものであると委員会の決議をいたしました部分は、これを印刷配付しないことになっておりますので、ただいまの秘密会のこの部分の決定等につきましましては、委員長及び理事に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○春日委員長代理 御異議なしと認めます。よつて委員長及び理事が協議の上、適宜処理することにいたします。

○春日委員長代理 この際御報告申し

上げます。国民金融公庫法の一部を改正する法律案、たばこ専売法等の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案の三法律案に對し、内藤友明君外二十五名、すなわち日本民主黨及び自由黨の共同提案にかゝる修正案がそれぞれ委員長の手元まで提出されております。この際各修正案について、提出者より趣旨説明を聴取いたします。内藤友明君

国民金融公庫法の一部を改正する法律案に對する修正案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條第一項の改正規定中「二百十五億円」を「二百億円」に改める。

たばこ専売法等の一部を改正する法律案に對する修正案

たばこ専売法等の一部を次のように修正する。

第一條中「百分の六」を「百分の八」に改める。

日本専売公社法の一部を改正する法律案に對する修正案

日本専売公社法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則の改正規定中「三十億円」を「四十億七千四百万円」に改める。

○内藤委員 ただいま議題となりました日本専売公社法の一部を改正する法律案外二案に對する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この三修正案はともに今回の予算修正に伴うものでありまして、修正案の案文は御手元は配付いたしましたからごらんいただきまして、朗讀を省略いたします。

まず日本専売公社法の一部を改正する法律案に對する修正案について申し上げます。内容は、今回の予算修正による所得税及び法人税の減税措置によりまして、国税の収入額は初年度六十七億円、平年度約百四十一億円の減少が見込まれ、従つて、これに應じて地方交付税におきましても初年度十四億七千四百万円、平年度約三十一億円の減少が予想されるのであります。

これに對する措置といたしまして、さきに日本専売公社が昭和三十年度たばこ専売特別地方交付金の財源として、交付税及び譲与税配付金特別会計に納付することとしておりました三十億円にさらに十四億七千四百万円を増額して、四十四億七千四百万円としたそうとするものであります。

次にたばこ専売法等の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、御説明申し上げます。

この内容は、今回の予算修正に伴う国税の減税措置によりまして、昭和三十一年度以降の地方交付税額の減少分を補てんするために、さきに本法案原案におきまして、日本専売公社が売り渡す製造たばこの小売定価中には、当該小売定価の百分の六に相当する道府県たばこ消費税及び同じ百分の九に相当する市町村たばこ消費税を含むものといたしておりましたのを、道府県たばこ消費税の税率について原案百分の六を百分の八に改めることとしたものであります。

なお、本修正により、三十一年度のたばこ消費税の収入見込みは、道府県分約百九十億円、市町村分約二百十四億円、合計約四百四十四億円となり、原案に比し約四十八億円の増となる見込みであります。

次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案に對する修正案につきまして、御説明申し上げます。

昭和三十年度予算において、国民金融公庫に對して、一般会計から二十億円を出資することとし、これに伴つて国民金融公庫法第五條の資本金の規定を改正するため、国民金融公庫法の一部を改正する法律案が提案されたのであります。今回の予算修正によりまして、国民金融公庫に對する出資が五億円に減額されたことに伴ひまして、国会金融公庫法の一部を改正する法律案を修正する必要があります。

以上がこれら三修正案を提案する理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるよう御願ひ申し上げます。

○春日委員長代理 これにて修正案の趣旨の説明は終了しました。各修正案に對する質疑は後日に譲ることといたします。

それでは暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和三十年六月二十八日印刷

昭和三十年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局